

24 時間調剤に対応できる体制について

今回掲載しました上記の体制については、平成 26 年 3 月 31 日現在、「緊急時等の開局時間以外の時間における調剤に対応ができる体制が整備されていること。緊急時等の調剤に対応できる体制とは、単独の保険薬局又は地域薬剤師会等の輪番制に参加するなど近隣の保険薬局により常時調剤ができる体制を整備していること、又は調剤を自ら行わない時間帯において、患者の同意を得て当該患者の調剤に必要な情報を他の保険薬局の保険薬剤師が緊急連絡等に対して常時調剤する事ができる連携体制を整備していること」を満たす薬局が該当します。

簡単に説明いたしますと、緊急時に調剤が必要となった場合、今回記載してあります薬局に連絡をしますと、連絡がとれてその薬局で調剤ができる薬局と、その薬局には連絡が取れますが、時間外の対応が輪番制等となっているため、患者さんの同意を頂き薬剤服用歴や副作用情報を当番となっている薬局で共有して安全に服薬して頂けるように対応できる体制をとっている薬局とがあるということになります。

しかし、平成 26 年 4 月 1 日以降新たな枠組みとなります。

1. 当直を行う等 24 時間開局をしている、または 24 時間開局していると分かる表示等をし、夜間休日でも対応できる薬局
2. その薬局で 24 時間調剤及び在宅業務に対応できる体制を整えている薬局
(単独の保険薬局で 24 時間調剤及び在宅業務が速やかに実施できる体制)
3. 近隣の薬局と連携して 24 時間調剤及び在宅業務に対応できる体制を整えている薬局
(連携する際にも 24 時間調剤及び在宅業務が速やかに実施できる体制)
4. 在宅業務には対応できないが、24 時間調剤に対応できる薬局

以上 4 つのタイプの 24 時間調剤に対応できる体制となると思われます。

船橋薬剤師会の会員薬局においては平成 26 年 4 月中に新たな体制を整備されると思われますので、会員薬局の情報がまとまり次第順次掲載してまいります。

尚、時間外・深夜・休日に調剤を行いますと、それぞれに応じて料金が加算されます。